

医療費控除における「医療費通知」の活用について

税制改正により、平成 29 年分の確定申告から医療費控除の申告手続きに健康保険組合が発行する「医療費通知（医療費のお知らせ）」をこれまでの医療費の領収書に代わって、添付書類として利用できることになりました。（従来どおりの医療費の領収書添付による申告も受け付けてもらえます。）

医療費控除に活用する「医療費通知(平成 30 年 1 月～12 月診療分)」の交付を希望される方は、別添「医療費通知発行依頼書」を記入され健康保険組合宛に提出ください。依頼書を提出された方に限り、平成 31 年 2 月下旬以降に所属先へ「医療費通知」を送付いたします。

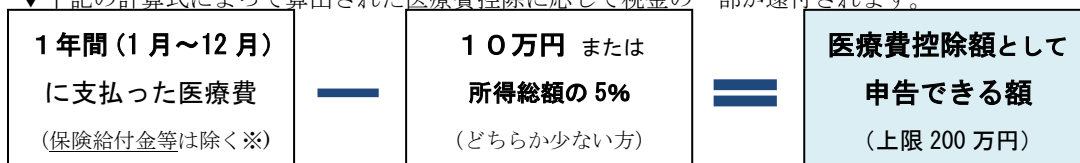
(※病院等が発行する 1 2 月診療分の医療費の請求書は、健康保険組合が 2 月に受け付ける為、医療費通知の発行は 2 月下旬以降になりますのでご了承ください。)

■ 医療費控除

被保険者(本人)・家族分を含めて 1 年間に支払った医療費が基準額を超えると、税務署に確定申告することにより、その超過払い分の医療費が課税対象の所得から控除され、税金の一部が還付される制度です。

[申告期間]：平成 31 年 2 月 18 日～3 月 15 日まで

▼下記の計算式によって算出された医療費控除に応じて税金の一部が還付されます。



※保険給付金等…生命保険などから支給される給付金や、健保組合から支給される高額療養費等が含まれます。

■ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成 29 年 1 月 1 日以降、特定の成分が含まれた市販薬(スイッチ OTC 医薬品)を購入した際、12,000 円を超えた部分の金額（上限 88,000 円）について所得控除を受けることができます。この制度は医療費控除の一部であるため、上記の医療費控除制度とセルフメディケーション税制の重複適用は受けられず、どちらかをご自身で選択して申告することになります。



対象商品のパッケージにこちらの
識別マーク表示されています。

※「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち軽度な身体の負傷は自分で手当することです。

医療費控除の申告に関する具体的なお質問等は最寄りの税務署にお問合せください。